

母子家庭・父子家庭・寡婦に

①ヘルパーを派遣します ②ファミサボ利用料を補助します

社会福祉法人豊中市母子寡婦福祉会では豊中市から委託を受けて、ひとり親家庭等を対象に下記を実施しています。

- ① 生活援助・・・登録された経験豊かなヘルパー（家庭生活支援員）を派遣します。
- ② 子育て支援・・・ファミリー・サポート・センター（ファミサボ）を利用した場合に、利用世帯の区分に応じて利用料金を補助します。

制度内容

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、下記の派遣事由により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、
①「家庭生活支援員」の派遣と、②ファミサボ利用料の補助により、一時的に生活援助や子育て支援を行います。
ただし、①、②合わせて年間10日までとなります。また、②は小学6年生までの子どもが対象です。

派遣事由

社会的事由（疾病、看護、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事の参加等）

自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）

生活環境の激変（離婚等）

残業等就業上の事由（所定内労働時間を除く。）

利用料金

利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
	① 生活援助 【実施場所】利用者の居宅	② 子育て支援 （ファミサボ利用料補助額） 【実施場所】家庭生活支援員の居宅
生活保護世帯、市民税非課税世帯	0円	0円（800円または900円）
児童扶養手当受給水準の世帯	150円	70円（730円または830円）
上記以外の世帯	300円	150円（650円または750円）

※ ①生活援助は1時間以上、②子育て支援は2時間以上から時間単位でご利用いただけます。

※ 家庭生活支援員がサービスを行う際に発生する費用については、利用者の方に実費相当額を負担いただきます。

※ ②子育て支援でファミサボ利用料を補助する際は、利用者が支払った利用料に対し、利用者からの補助申込みに基づき利用者の負担額を差し引いた額を補助します。2時間を超える30分未満の利用分については補助対象となりません。

※ 利用のあった年度内【3月末まで】が締切です。（3月の利用については翌年度4月10日までに提出して下さい。）

利用方法

利用を開始するにあたって、利用規定をよく読んだうえで、登録必要書類を豊中市へ提出し、利用者登録を行ってください。なお、②子育て支援を利用する場合はファミサポの登録も必要になります。

1 利用登録

利用希望者から豊中市へ提出してください。



市の窓口で、利用者登録を行います。その際に、制度の説明や必要書類の説明をさせていただきます。
申込みを行う前には、必ず相談をうけていただく必要があります

2 負担額決定

ご提出いただいた書類により、利用金額決定通知書を豊中市から送付します。

3 利用要請

申込者から、①生活援助・・・豊中市母子寡婦福祉会へ連絡してください。
②子育て支援・・・ファミサポ援助会員へ連絡してください。



それぞれの窓口で利用の調整をしてください。

4 利用

- ① 生活援助・・・所得状況により、利用料をご負担いただく場合があります。
② 子育て支援・・・利用料はファミサポの援助会員に全額お支払ください。(一旦立て替え払い)



5 補助申込 (②子育て支援のみ)

豊中市母子寡婦福祉会へファミサポ利用料の補助申込書とファミサポ利用控を利用のあった年度内に送付してください。

後日利用者負担額を差し引いた額を登録済みの口座へ振り込みます。(2か月ほどかかります)



登録に必要となる書類

事前に相談が必要になります(その他必要書類はお尋ねください。)

↑ オンライン申込はこちら

1 日常生活支援事業登録申込書（裏面に同意書）、世帯状況調書

豊中市の窓口（第二庁舎3階307窓口：子育て給付課）にてお渡し、又はオンライン申込可能です。

2 マイナンバーのわかるもの

3 ひとり親の確認書類

(「児童扶養手当証書」もしくは「ひとり親家庭医療証」、または「児童扶養手当支給停止通知」のコピー)

4 生活保護世帯は、申込時現在の「被保護証明書」

ご利用にあたって

既にご登録いただいている方は、毎年11月に利用者負担額を決定します。毎年再登録を行ってください。

再登録を行っていかないと11月以降、ご利用することができませんのでご注意ください。

直接、家庭生活支援員と派遣について、連絡することはできません。

(豊中市母子寡婦福祉会またはファミサポの援助会員と利用の調整を行ってください。)

【問合せ先】

受託事業者 〒561-0881 豊中市中桜塚2丁目29番31号（地域共生センター東館内）

社会福祉法人 豊中市母子寡婦福祉会

☎ 06-6852-5160

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市役所 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係

第二庁舎 3階

☎ 06-6858-2767

